

埼玉県中小企業制度融資要綱改正 新旧対照表

改正後		現行	
第 1 ～ 第 3 (略)		第 1 ～ 第 3 (略)	
第 4 各資金（貸付）の融資条件		第 4 各資金（貸付）の融資条件	
1 (略)		1 (略)	
2 事業資金（短期貸付）		2 事業資金（短期貸付）	
(1) ～ (3)	(略)	(1) ～ (3)	(略)
(4) 融資利 率	年 <u>1. 9 %</u> 以内（信用保証を付する場合、年 <u>1. 5 %</u> 以内）	(4) 融資利 率	年 <u>1. 6 5 %</u> 以内（信用保証を付する場合、年 <u>1. 2 5 %</u> 以 内）
(5) ～ (12)	(略)	(5) ～ (12)	(略)
* (略)		* (略)	
3 ～ 1 5 (略)		3 ～ 1 5 (略)	
第 5 ～ 第 1 0 (略)		第 5 ～ 第 1 0 (略)	
附 則		附 則	
1 この要綱は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。		1 この要綱は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。	
(中略)		(中略)	
附 則		附 則	
1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。		1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	
2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例によ る。		2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例によ る。	
<u>附 則</u>			
<u>1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。</u>			
<u>2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例によ る。</u>			